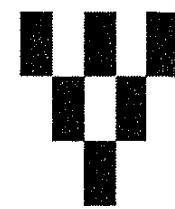


特集 動き出した知財高裁



〔座談会〕

知財高裁の設置と 今後の知財訴訟の在り方

新日本製鐵株式会社
参与 知的財産部長

阿 部 一 正

東京大学教授(司会)

大 渕 哲 也

(株)日立製作所執行役
知的財産権本部長
日本知的財産協会前理事長

作 田 康 夫

知的財産高等裁判所判事
塩 月 秀 平

知的財産高等裁判所長

篠 原 勝 美

弁護士

末 吉 瓦

筑波大学助教授

平 嶋 龍 太

最高裁判所事務総局情報政策課参事官
(前司法制度改革推進本部事務局企画官)

吉 村 真 幸

I はじめに

大渕 いよいよ 2005 年 4 月 1 日から、知的財産高等裁判所（知財高裁）がスタートいたしました。現代の高度情報化社会の基本的な法的インフラストラクチャーをなす知的財産法の重要性については、今更申すまでもないかと思います。

この知的財産法の対象となる知的財産というものは無形の情報であり、侵害（模倣）に対しては極めて脆弱な面がありますので、このような無形の情報である知的財産を的確に保護するためには、高度に発達した知的財産訴訟制度というものが不可欠の前提になるわけあります。ここに知的財産訴訟の格別の重要性があると思います。このような知的財産

訴訟制度における中核的な役割を果たす存在が、知財高裁ではないかと思っております。

知財高裁のスタート間もないこの時期に、『ジュリスト』誌において「動き出した知財高裁」というテーマで特集が組まれ、このような座談会が開催されることは誠にタイムリーで時宜にかなったものだと思っております。

この知財高裁は、2004 年の「知的財産高等裁判所設置法」により設立されたものですが、知財高裁における知的財産訴訟の実態を正しく理解するためには、もちろんこの設置法だけを見るのでは足りないわけであり、同じく 2004 年の「裁判所法等の一部を改正する法律」や、それに先行する平成 15 年の民事訴訟法改正を含む法制度全体を考慮に入れる必要がありますし、また、これら一連の改正とほぼ並行して行われました運用改善等も十

分考慮に入れる必要があろうかと思います。他方、今申し上げました2004年の知財高裁設置法と、「裁判所法等の一部を改正する法律」それ自体につきましては、既に『判例タイムズ』の座談会（伊藤眞ほか「司法制度改革における知的財産訴訟の充実・迅速化を図るための法改正について」判タ1160号・1162号〔2004年〕）と、『知財管理』の座談会（牧野利秋ほか「知的財産高等裁判所設置法及び裁判所法等の一部を改正する法律について」知財管理55巻4号〔2005年〕）の2つの座談会で詳細に取り扱われております。なお、この『知財管理』の座談会は、本日ご出席されている日本知的財産協会の作田理事長（当時）のご努力により、開かれました。

この2つの座談会の内容についてはいずれも公刊済みですので、本日の座談会は、『判例タイムズ』と『知財管理』の座談会との重複を避けて、今言いました2法の改正を踏まえた上で、本年4月以降実際にスタートいたしました、知財高裁における実際の運用や今後の展望に重点を置いた形で座談会を進めてまいりたいと思います。

本日は、このような本座談会の趣旨にご賛同いただきまして、各界から代表的な方々にご参加いただいております。まず、立上げ最中の大変お忙しい中、知財高裁からは初代所長の篠原所長と塩月判事にお越しいただいております。また、司法制度改革推進本部事務局企画官として、2004年の2つの法律の立案を担当されました吉村判事（現在は最高裁事務総局情報政策課参事官）にもお越しいただいております。それから、知的財産のユーザーであります産業界からは、株式会社日立製作所の作田執行役知的財産権本部長と、新日本製鐵株式会社の阿部参与知的財産部長にもお越しいただいております。このほか、弁護士として、末吉弁護士にお越しいただき、学界からは筑波大学の平嶋助教授にお越しいただいております。

なお、司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会におきましては、阿部部長と末吉弁護士が委員として参加され、作田本部長が産業界代表として意見を述べられております。また、この検討会の下に置かれました知的財

産訴訟外国法制研究会では、平嶋助教授と私が委員として参加いたしました。皆様、大変お忙しい中、本座談会にご参加いただき誠にありがとうございます。

まず、皆様から簡単な自己紹介をお願いいたします。

篠原 知的財産高等裁判所長の篠原です。これまで35年間ほど民事裁判を中心に裁判官を務め、5年前から東京高裁の知財部の裁判長として、知的財産権事件の裁判にかかわり、本年4月に知財高裁の発足と同時に現職に就いています。

ご案内のとおり、知財高裁は、国民的レベルで、多様な角度から真剣な議論が重ねられた末に、知財立国という言葉に象徴される知的財産重視の国家政策の一環であるとともに、足掛け6年にわたる一連の司法改革の到達点の1つとして、裁判所法とは別の知的財産高等裁判所設置法に基づいて設置されたものです。知財立国の推進力の一翼となるよう、多くの期待が寄せられていますので、こうした期待に応えていくためにも、本日は皆様方からご意見等を伺い、今後の裁判運営や司法行政面に反映していきたいと考えています。私も、知財高裁を代表する立場を離れて意見を申し述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

塩月 私は、1974年に判事補に任官しました。10年後の1984年に判事任官です。その後、1986年から2年間、当時特許部と称しておりました、東京高裁第6民事部に在籍しました。その後、1988年から1993年まで最高裁判所調査官を務めたわけですけれども、その間、民事通常事件に併せて、知的財産権事件も担当いたしました。その後、1993年から1996年までの3年間は大阪高裁に勤務し、その間、大阪高裁の中でただ1カ部、知的財産権事件を扱う第8民事部に所属いたしました。1996年に東京高裁に移り、当初は民事の通常部に属しておりましたけれども、1998年9月からこの3月までの6年半の間、知的財産権事件の専門部である第18民事部、2004年からは知的財産第4部と称するようになりましたが、ここに所属しております。それで、この4月から知財高裁の第4部のメンバーとして、仕

事としては陪席裁判官、さらに一部事件につき裁判長を務めさせていただいております。

この間、15年間余りにわたって知的財産権事件に携わってきたわけですけれども、裁判所における知的財産権事件の重要性が、年を追って顕著になってきたことは否定できないところです。今回その象徴である知財高裁が設立されたのを、極めて感慨深く思っているところでございます。

吉村 最高裁判所事務総局情報政策課の参事官の吉村です。この情報政策課というのは、裁判所のITを司るということで、2005年1月に新設された組織です。前に司法制度改革推進本部事務局においておりまして、今回の立法を担当させていただきました。本日は、新しい知財高裁の姿をいろいろ教えていただくことを大変楽しみにしております。よろしくお願ひいたします。

作田 (株)日立製作所で知的財産権を担当しております作田でございます。私は33年間、知財一筋の仕事をやってまいりました。この間、知財(特許)に対する重要性、見方というものが大きく変わったことは申すまでもありません。ハードからソフトへ、あるいは知の時代への変化に伴い、無体財産権の重要性が増してきたものと理解しております。

また、去る3月まで日本知的財産協会の理事長を拝命しておりまして、産業界の立場から種々提言させていただきました。1999年に司法制度改革審議会が発足し、それ以来、現在の知的財産に関する司法制度改革の要望を出させていただきました。いろいろな形で実現されましたが、その1つとして、本日の知財高裁の設置があります。本日は、知財高裁というテーマでの座談会にお招きをいただきましてありがとうございます。私は、専門的なことはよく分かりませんけれども、ユーザーの立場から参加させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

阿部 私は、新日本製鐵株式会社で知的財産部長を務めております。1971年に会社に入社し、1975年から一般法務業務を担当してきました。総会運営、合併や合弁プロジェクト、独禁法問題の対応、またライセンス交渉等もやってまいりました。1996年から、今の知的

目 次

- I はじめに
- II 知財高裁設立に至る経緯
- III 知財高裁の陣容（司法行政的なサポート体制を含む）
- IV 知財高裁の全般的評価——産業界、弁護士、研究者の各視点から
- V 事件の動向と今後の予測
- VI 審理の実態・運用改善方策等
- VII 専門性向上のための努力
 - 1 専門委員関与の実績・成果と展望
 - 2 調査官関与の実態と展望
 - 3 裁判官の自己研鑽、専門知識の取得
- VIII 今後注目される知財法解釈分野
- IX 審理内容の変容
 - 1 秘密保持命令、インカメラ審理等
 - 2 侵害訴訟と特許無効との関係
 - 3 昭和51年最大判理論と知財高裁体制
- X 各種関係機関等との協力・連携、対外的情報発信（ホームページ等）
- XI 今後の展望等

財産部に在籍しており、1999年から知的財産部長を務めています。

私も作田さんと同様に、知財立国、あるいは司法制度改革の議論が頂点に達した頃、日本知的財産協会で副理事長としていろいろな審議会や研究会に参加させていただいております。本日のテーマであります知的財産訴訟関係の検討会についても参加させていただきました。

私の所属する会社は技術的には成熟産業であり、バイオ、IT、電機・通信という分野と比べると、これまで、知的財産がそれほど尊重されていない傾向がありました。そういう世界でも、最近では知的財産の紛争が訴訟という形で現実問題になっており、しかも経営に結構な影響を及ぼすような状況になってきています。時代が変わったと思うとともに、合理的な訴訟制度の確立が必須であると思っています。

あべ・かずまさ 氏



末吉 私は23年目の弁護士で、森・濱田松本という法律事務所に所属しております。仕事は、企業法務全般を担当しておりますが、知的財産を専門分野にしております。その関係で、日本弁護士連合会において、知的財産政策推進本部が2002年8月に設立され、それ以来、私は事務局の次長を務めております。

そういうご縁で、司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会においては委員を務めさせていただきました。言わば弁護士会と、司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会の橋渡し役という立場でした。その立場から本日は発言させていただこうと思っております。よろしくお願ひいたします。

平嶋 筑波大学の平嶋です。私は、知的財産法の研究者ということですが、まだ駆け出しの若輩者という状況です。司法制度改革推進本部の下に設けられました外国法制研究会で、大渕さんと一緒に、主として知的財産訴訟の外国法制の検討という局面で知的財産訴訟を巡る領域にかかわらせていただくことになりました。

私は、どちらかというと実体法の研究を中心としているものですから、手続法というものについてはそれほど馴染みがありません。理論的には面白いのかもしれませんけれども、実体法中心の研究者としてはなかなか回りく

どい領域だったわけです。検討会でのいろいろな研究も踏まえ、知的財産訴訟という領域が理論的にも奥深いということで興味を持つに至った次第です。

この度、知財高裁の設立ということで、検討会の成果が何らかの形で実を結ぶことになれば興味深いと思っておりましたが、その点を再度検証するという形で、このような座談会に知財高裁の裁判官の方も含め、各分野の第一人者の方と共に議論させていただくということで大変光栄に存じております。この場を借りていろいろ教えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

大渕 最後に、私からも一言自己紹介させていただきます。私は、15年間裁判官をやっておりましたが、振り出しが東京地裁で、最後は東京高裁でした。1999年3月末日をもって裁判官を退官し、東京大学の先端科学技術研究センター（先端研）の知的財産権大部門の教授となりましたが、2003年に、本郷の東京大学法学部・大学院法学政治学研究科に異動し、現在に至っております。

私は、知的財産法の専攻であり、現在、法学部、大学院、法科大学院のすべてを担当しております。ちなみに現在、東京大学法学部・大学院法学政治学研究科の知的財産法の担当教官は中山信弘教授と私の2名体制となっております。

II 知財高裁設立に至る経緯

大渕 早速本題に入ります。まず、最初に前提として「知財高裁設立に至る経緯」ということで、この関係の法改正等について、吉村さんから説明をお願いいたします。

吉村 この経緯について、手短に申し上げます。政府は、知財立国の実現を内閣の重要施策の1つとして位置づけております。知財立国を実現していく上では、知的財産の創造、保護、活用を充実させていくことが必要になりますが、特に知的財産の適正な保護を図る観点から、知的財産に関する事件について、裁判の一層の充実及び迅速化を図ることが求められております。今回の2法（知的財産高等裁判所設置法、裁判所法等の一部を改正する法

律)はその観点から成立したものです。知財高裁の関係で申し上げますと、作田さんからも先ほどご紹介がありましたように、産業界を中心とし、知財高裁の設立が強く求められておりました。産業界は、平成15年の民事訴訟法改正により、特許権等に関する訴訟は、東京・大阪地裁にその管轄が集中する改正、及び専門委員を導入する改正がされたことをかなり評価しておりましたが、これをさらに進めて、日本において知財立国を実現するため、特にアメリカの連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の制度を念頭に置きつつ、控訴審段階における知的財産訴訟の専門裁判所を設置すべきだと要望していました。

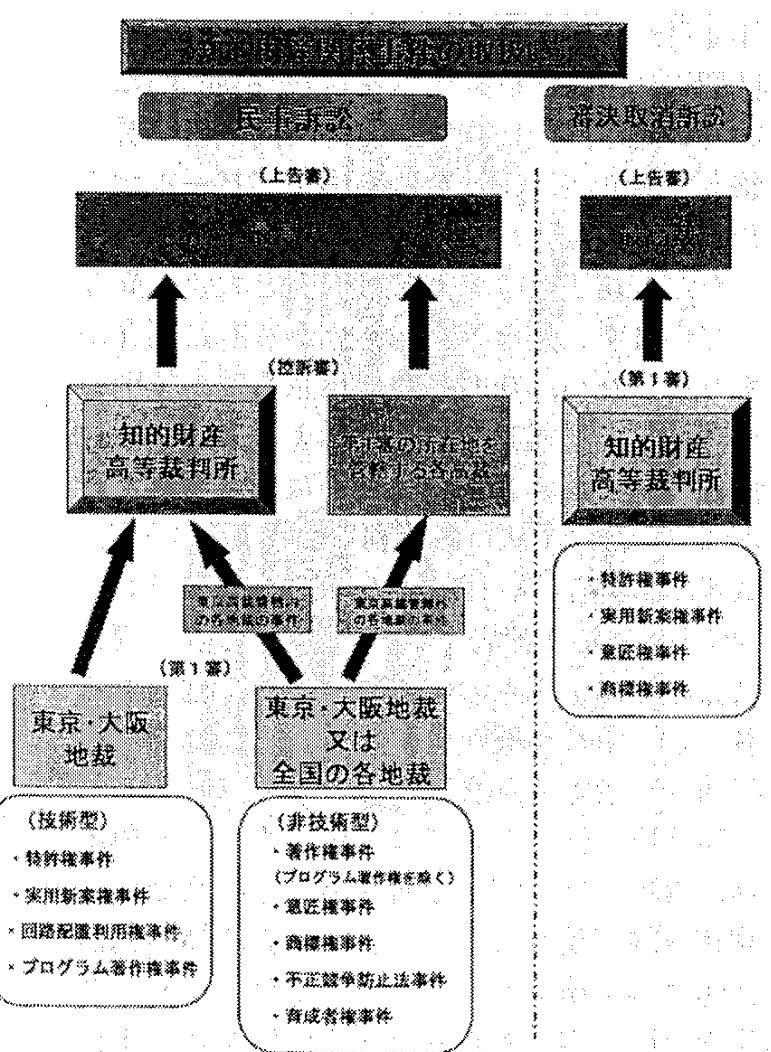
そこで、司法制度改革推進本部における知的財産訴訟検討会においていろいろ議論をしていただきました。判例の早期統一の必要性、予見可能性の必要性、知的財産のプレゼンス、アナウンスメント効果の必要性が言われました。他方、利用者の便宜、管轄の分断の問題、周辺的な紛争の増加の危惧等の議論もありました。その結果、最終的には利用者の便宜に配慮した形で、検討会の全員一致で、知財高裁を東京高等裁判所内の特別の支部として、独立性に配慮した形で創設することとなったわけです。

「知的財産高等裁判所設置法」の内容はござりのとおり、知財高裁所長を任命し、一定の独自の司法行政を裁判官の会議で行うことができるようとする、独立の知財高裁事務局を設けるといった独立性の高いものになっております。

III 知財高裁の陣容 (司法行政的なサポート体制を含む)

大渕 後ほど併せてご質問等をいただくこととして、次は司法行政的なサポート体制を含む知財高裁の体制・陣容という点について、知財高裁からご説明ないしご紹介をお願いいたします。

篠原 知財高裁の陣容について申し上げます。裁判部門は、通常部4カ部、大合議のための



特別部1カ部、裁判官18人、裁判所調査官11人、非常勤の専門委員123人という体制です。知財高裁は、東京高裁の特別の支部という位置づけですが、裁判官の数からいえば、全国8高裁のうち、中規模の高裁並みの陣容です。

東京高裁の知財部は、1950年11月の創設当時、審決取消訴訟事件と知財関係控訴事件を集中的に取り扱う特別部でしたが、その後、民事通常部の中に知財関係事件を専門的に取り扱う部を置くようになりました。それが2002年に4カ部、裁判官16人体制になり、2004年4月に知財第1部ないし第4部と名称変更されるとともに、5人の裁判官による大合議部(特別部)が創設され、裁判官18人体制に増強された後、本年4月1日知財高裁の設立に伴い、通常部第1部ないし第4部と特別部(大合議部)に移行しました。

裁判所調査官の数は、2001年までは9人でしたが、2002年以降11人になり、給源として特許庁の審査官、審判官経験者のほかに弁理士経験者が加わりました。専門委員は、2004

年4月から始まった制度です。したがって、技術的サポートシステムを含む裁判部門についていえば、既に昨年から知財高裁の実質を整えており、今般、知財立国をアピールするため、装いも新たにスタートしたといえます。

ただ、司法行政の面では従前と大きく異なっています。先ほど吉村さんからもご紹介がありましたが、知財高裁は東京高裁の特別の支部として、通常の高裁支部よりも高い独立性が与えられており、独自の裁判官会議が置かれ、一定の司法行政事務（裁判事務の分配、裁判官の配置、裁判官に差し支えのあるときの代理順序、開廷日割等）については、その裁判官会議の議によるものとされ、これを総括する者として所長が置かれ、その下に庶務を司る事務局が設置されました。

事務局の仕事としては、専門委員の任免事務、訴訟運営に関する研究会の企画実施、裁判官や専門委員の研修の企画実施、情報発信に関する事務等があります。これにより、これまでにも増して知的財産権事件を処理する上で必要な司法行政による諸々の施策を臨機かつ柔軟に行う基盤が整備され、知的財産権事件の裁判の一層の充実及び迅速化を図るとともに、知財高裁のプレゼンスを高める上で、司法行政面からのサポート体制が整いました。

所長は、フェデラルサーキット（CAFC）を含むアメリカの多くの裁判所と同様、司法行政事務に専従せずに、通常部1カ部の裁判長として、日常的に事件処理に携わるとともに、大合議事件を扱う特別部の裁判長も兼ねますので、いわば裁判官18人チームのプレーイングマネージャーであり、知財高裁としての意思表明をするという立場で、裁判事務と司法行政事務を効率的に運営していくことになります。

特別部といつても、独立した部屋があるわけではなく、裁判官18人全員が構成員として名を連ね、大合議事件の係属する都度、主任裁判官と各部の部総括裁判官又はこれに準じる裁判官を含む5人で裁判体を構成します。

東京高裁の知財部では、従来から知的財産権事件担当の専門部としての性格上、民事通常部（現在20カ部）とは別の1つのまとまった裁判部門として機能してきましたが、知財高

裁は、比喩的に言えば、東京高裁の内部にあって、従来、民事通常部と知財部との間を画してきた細い点線を、太い実線に改め、霞が関の裁判所合同庁舎17階の知財部エリアが、一定の事件を除いて全国を管轄する実質的な知的財産専門裁判所であることを、内外に見える形で明確にしたものといえるかと思います。

IV — 知財高裁の全般的評価 — 産業界、弁護士、研究者の各視点から

大渕 ありがとうございました。今のご説明等を踏まえ、知財高裁ないし知財高裁での知的財産訴訟全般についての一般的な評価という点について、産業界と弁護士と研究者の各視点からのご意見ないし評価をお願いいたします。まず産業界から、全般的な評価をお願いいたします。

作田 日本知的財産協会として産業界の視点から、(1)知的財産訴訟における専門性の確保、(2)知的財産訴訟における証拠収集手続の拡大、(3)侵害訴訟における特許の有効性の判断に関する無効審判との関係における一回的解決の3点セットを要望してまいりました。

先ほど、吉村さんからの紹介の中にありましたように、今回の司法制度改革においては、産業界のニーズを反映していただき感謝しております。知財高裁は、知的財産権保護の実質上の最後の砦として期待され、知財立国の実現に向けて大きな役割を果たすものと思います。

早速、4月1日の設立に当たり、篠原さんからいろいろなメッセージが公表されており、大変心強く感じております。知財立国の実現、あるいは産業の発展の観点からの運用を大いに期待したいと思います。これは篠原さんのメッセージにもあったかと思いますけれども、今後、知財高裁が時代の変化に対応する知的財産の新しいビジネスルールを作っていく、あるいは知的財産を重視するという国家意思を内外に発信していただきたいと思います。

阿部 作田さんと同じような立場におりますので、同様なことになってしまいますが、

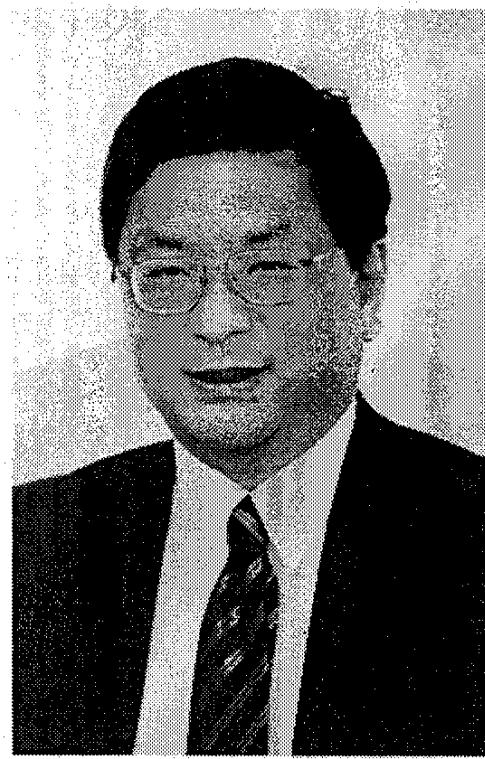
そもそもその経緯と具体的な点に触れて評価をしたいと思います。そもそも、グローバルで競争が激しい社会になった状況の中で、これから日本が世界の中でプレゼンスを發揮していくためには、社会のシステムそのものをもっと効率的にしなければいけないということから、もともと議論が始まつたのではないかと理解しております。

その中で、事前規制をやめて事後規制にしよう、言わば小さな政府の中でコストのかからない国家の運営をやらないと、世界の中でリーダーにはなれない、そのためには、信頼に足る司法制度が最後の砦である、という思想の下に制度改革がなされてきました。経済界も、全くそのとおりであると思ってきたわけです。

知的財産に関するいろいろな問題がこじれたときには紛争という形になるわけですが、それが速く、しかも正確にジャッジされるというところが担保されなければ、我々は安心してそういう世界に邁進していくことになります。

そういう理解の下で、今回の制度改正を期待していましたが、結果的に非常に良い成果が出てきたのではないかと思います。知財高裁ができる前に、管轄等の問題で、訴訟法的には機能の上ではかなり出来上がっていたと思いますけれども、知財高裁ができることにより、一番大きかったのは人的資源が充実されたということです。先ほどの篠原さんのご説明によると、裁判官が18人、専門委員が123人もいるというすごい体制です。しかも裁判官の頼もし助っ人たる調査官が11人ということで、我々としては大変期待できると思っております。

組織の面でも充実されたということで、独自の裁判官会議を設置することにより、知財行政を一元的に管理できる体制になったという説明でした。それから、裁判所合同庁舎17



おおぶち・てつや 氏

階に非常に広いスペースができ、物理的な法廷執務室の充実ということで、たぶん人が動きやすくなっている、頭の回転も速くなるのではないかと期待しております。それから5人合議制ということで、我々が望んでいた裁判の予見可能性というのも十分高まるのではないかと思っています。

さらにこれから期待したいのは、言わばその担い手である裁判官の力というか資質というものが本当に充実されたときに、真の改革の成果が出てくるのではないかと思います。ロースクールが今後どうなるかという問題もありますけれども、先日、日本経済団体連合会主催のシンポジウムでお伺いしたところによると、技術系の大学院に派遣されて勉強している、あるいは外国の研究機関に行っている等、いろいろご紹介がありました。さらに実務の中より高い社会性・バランス感覚を身に付けていただいて、我々の期待に応えていただきたいと思っています。

大渕 弁護士の視点から末吉さんお願ひいたします。

末吉 ご案内のとおり弁護士会は、全国的に単位会を抱えていますから、基本的には集中化には必ず反対意見が根強いということになっております。これは、もともと本日のテーマではない平成15年改正民事訴訟法に対する



る反発ですが。ただ、検討会では先ほどご紹介いただいたとおり、東京高裁内の支部としての知財高裁に賛成させていただきました。私も、出来上がりは大変よい制度になったと考えておりますし、大いに期待をしています。日弁連でも、4月8日に知財高裁設立の記念シンポジウムを開催させていただき、大変実り多い成果を得ることができたのではないかと思っています。

4点ほど申し上げさせていただきます。1点目は、個別事件における職分管轄が、支部という制度をとることによって争点にならなくなつたことで、代理人として安堵しているところです。

2点目は、先ほど来いろいろ紹介いただいているとおりの体制をとっていただいたことにより、一定の専門技術的な知財事件の高裁レベルの管轄の集中化と、審理の予測可能性を高めることという、平成15年改正民事訴訟法の理念が、制度的に一層充実して実践されると思います。

3点目は、私どもが一番心配していた人材の問題ですが、人材の交流であるとか、裁判官の人事などはほぼ従来どおりのものが維持されていくのではないかと思っています。その中で、今後とも順調に知財裁判官が育成されていくと期待しております。

4点目は、知財高裁という看板を掲げることなどにより、さらに国際的な情報発信が十分期待できる体制になったと考えております。

大渕 研究者の視点から平嶋さんお願ひいたします。

平嶋 知財高裁が設立されるに当たっては、様々な議論があったということは伺っております。その過程自体についても大変興味深いものがありました。従来、知的財産訴訟を巡る日本の裁判所の体制というのはかなり整っているほうではないのかと個人的には思っていたのですが、結果としては、そのような既存の裁判制度との連続性を踏まえた上で、その基盤をよい意味で活用し、なおかつ、対外的にも非常にその存在感を示すという形になつたのではないかと考えております。

今後、知財高裁の設置による実質的な効果が具体的にどういう形で出るのか、というのを大いに注目されるところだと思います。

早くも注目される点として、情報発信が非常に活発になされていることを実感しております。私の場合、研究者としてあくまで外野から見ているにすぎないわけですが、早速立ち上げられた知財高裁のホームページの内容等を見ましても、多様な情報発信を国内的にも、対外的にも極めて活発になされる意気込みを感じさせていただいている次第です。今後一層の期待をしております。

大渕 私も研究者の視点から一言申し上げます。私が申し上げたいことは、おおむね皆さんに言っていたのですが、まず、今回のテーマについては、冒頭吉村さんからご説明のあった、2つの法律ないしそれに先行する平成15年民事訴訟法改正が基盤になっております。それらについての評価は、前回、『知財管理』の座談会で詳細に申し上げておりますので、特に付け加えることはありません。

関係者全員が議論を尽くした結果、バランスのよい、落ち着きのよい形でこの新しい体制が出来上がったというのは、出発点として非常に大きなことではないかと思っています。やはり、裁判官ないし裁判所として的一般性ないしジェネラリスト的な面と、知的財産事件という特別な分野における専門性の2つをバランスよく図っていくことが、いろいろな

点で工夫されております。その結果がこのような形で結実したということがいえようかと思ひます。

それを踏まえた上で、先ほど篠原さんからご説明がありましたとおり、裁判機関としての実体は、ある意味で2004年の4月1日から既に先行的に出来上がっていたのですが、本年4月1日以降、さらに知財高裁という新しい名称の組織の中で、より確たるものとなつたといえると思います。

今までのいろいろな立法面、運用面での努力が結実して現在に至っています。これは、関係者のいろいろな努力が結集された成果ではないかと思っている次第であります。

個別の話については後ほどいたしますけれども、私が感じるのは、法律面では今の2法の関係、あるいは先ほどから出ています人・組織的体制というのは、今までになく非常に充実した、非常に手厚い、専門性に非常に配慮した体制で、およそ現実的に考えられる皆さんの知恵の限りを尽くした極みに達しているような感じがいたします。

あとは、実際にその組織ないし制度をどのように運用していくか、というところにかかっているわけです。その点に関しても、私が日々いろいろな面で関係の方々と接しているところで感じるのは、ここにおられます篠原さんや塩月さんをはじめとした知財高裁の裁判官の方々や他の関係の方々におかれでは、日本国における知的財産法ないし知的財産訴訟の重要性を痛感した上で、是非ともこれを盛り上げ、適正・妥当な裁判を迅速に行わなければいけないという熱意を非常に感じます。

そういうものに支えられて、非常に充実した制度・組織を着実に進めていけば、専門性を発揮した、適性・妥当で迅速なる裁判は必ず実現されていくのではないかと思います。最初から結論的なことを言ってはいけないのかもしれません、そのように痛感している次第です。今回は、設立直後の座談会なのですが、また1年後、2年後に同様の座談会をいたしますと、皆さんの期待どおりの成果が上がったということになるのではないかと期待しております。

V 事件の動向と今後の予測

大渕 次に、「事件の動向と今後の予測」ということで、知財高裁からご説明ないしご紹介をお願いいたします。

塩月 知財高裁には、2005年3月まで稼動しておりました東京高裁知財部の事件が引き継がれました。回付と称する手続で事件を引き継ぎました。その件数は、特許庁の審決に対する取消訴訟が400件、控訴事件が64件など、合わせて517件でした。

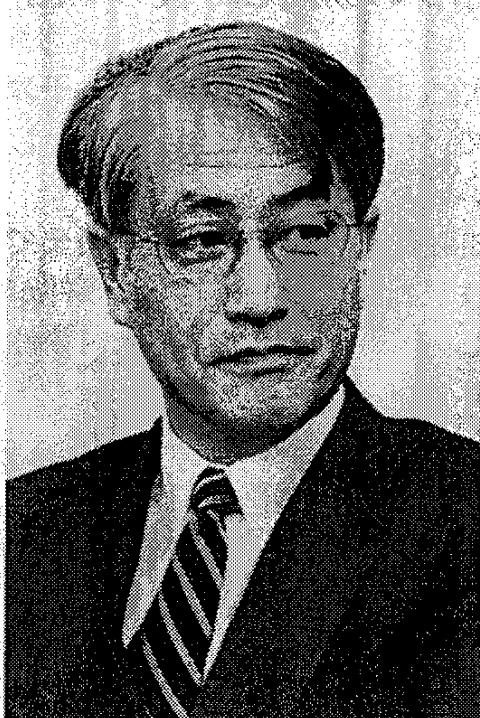
審決取消訴訟では、特許が約8割、商標、実用新案、意匠と事件数が続いています。控訴事件では、特許権に関する事件が約3割、著作権に関する事件が約2割です。その他不正競争防止法、商標権、実用新案権、意匠と件数が続いております。

控訴事件の関係では、2004年4月から民事訴訟法の改正により、大阪地裁が審理した特許関係事件も、控訴審が東京高裁の管轄に、そしてこの4月からは知財高裁が取り扱うことになっております。この管轄に関する改正法の適用が、2004年4月以降に地裁が受理した事件からとなっておりますので、そろそろ大阪地裁からの控訴事件が来るのかという段階にあります。

知財高裁の前身である、東京高裁知財部における過去10年間の事件動向を振り返ってみます。審決取消訴訟は全体として右肩上がりに伸びていた件数が、2002年（平成14年）をピークにやや下降ぎみに転じたのですが、依然として高水準にある状況です。具体的に申しますと、1994年（平成6年）には285件だったのが、2004年（平成16年）には527件ということで1.8倍ぐらいに増加しました。控訴事件も同様に増加傾向です。新受件数が、1994年（平成6年）には48件だったのが、2004年（平成16年）には113件、約2.4倍になっております（21頁のグラフ参照）。

これから見通しとして、審決取消訴訟は、特許庁の審査官の人的体制の増強の施策などに影響されるところもある関係上、事件の動向は予断を許さない状況にあると思っております。大阪地裁からの控訴も出てきますので、

しおつき・しゅうへい 氏



控訴事件はさらに増えてくるものと予測されます。

視点を変えて、私がこの7年間ほど、前身の東京高裁知財部で特許の関係の裁判を担当してきた印象、そしてさらに遡って、19年ほど前に東京高裁の当時の特許部で裁判を担当した感じとの対比で言うと、第1に、侵害訴訟の控訴事件の割合の増加が顕著である、ということを挙げることができます。

この原因を個人的な印象として考えてみると、特許事件の1審を主に管轄していた東京地裁の侵害訴訟の終局のうち和解の率が高かったことが、東京高裁知財部における控訴事件の割合が小さかった理由ではないかと推測しています。ところが、その後、係争の判断を裁判所に求めるニーズが高まり、裁判所が判断すべき法律問題が増えてきたこと、このようなことも要因となって控訴事件が増えたのではないかと理解しております。

第2の特徴として指摘すべきなのは、審決取消訴訟の関係で、当事者系、つまり無効審判請求について行われた審決の取消訴訟が着実に増加しているのではないかという点です。侵害訴訟が増加したことの対比で捉えられるのではないかと思います。すなわち、伝統的な被告の防御手段として、特許無効審判請求をするということが制度上定められておりま

すので、侵害訴訟が増えてきたということになれば、必然的に無効審判請求の関係の審決取消訴訟の割合が高くなってくる、こういうことではないかということです。

2000年4月の「キルピー事件」の最高裁判決(最三小判平成12・4・11民集54巻4号1368頁)で、侵害訴訟においても権利濫用法理を通じて特許の無効判断ができると判断されたわけです。その場合であっても、無効審判請求の道が制度上存在する以上、侵害訴訟を提起された場合、あるいは何らかの権利行使が行われようとする場合には、対抗上無効審判請求をするというのが、権利行使を受ける側の常套手段になっていることに変わりはないことがあります。

第3に挙げるべきこととして、1998年以降、東京地裁をはじめとする、地裁段階での知財部の陣容の整備、審理の促進を見てとることができるものです。これは、特許権の権利者としては、積極的に権利行使の道を選んでくるようになった、すなわち、特許権侵害訴訟を企業活動の武器として認識してきているのではないかということ。このような積極的な特許戦略に応じてきたのではないかと理解しております。このような特許戦略の方策として、公正な裁判手続によって特許侵害係争を解決しようとし、裁判所もこれに応じてきたという動きを見ることができます。

以上のような要因から、先ほど申し上げました、これまでの推移、すなわち事件の増加傾向や内容の変化を裏付けることができるのではないかと理解しております。昨年から大阪地裁における特許事件の控訴審が、東京高裁知財部で、本年からは知財高裁ですが、取り扱われることになったことが象徴するようになります。これからも控訴事件をはじめとする、知的財産権訴訟のうちの典型的には特許権事件がますます増加し複雑化するのではないかと予想しています。

阿部 1つ質問ですが、取消訴訟がだんだん増えているということですが、先般、無効審判と異議申立てが一本化されたという制度改革があったわけです。私は、それで無効審判と異議申立て双方に対する取消訴訟というか、あるいはもう無効審判の取消訴訟だけを考えれ